【例－１６　役員及び評議員の報酬等支給基準（支給有）】

社会福祉法人○○会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第１条　この規程は、社会福祉法人〇〇会（以下「この法人」という。）の定款第〇条及び第〇条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第〇条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第〇条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤理事　　　報酬（賞与、退職慰労金を含む）

(2) 非常勤の役員　報酬

(3) 評議員　　　　報酬

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款第○条で定める金額の範囲内で、報酬を支給するこができる。

２　個々の評議員の報酬は、別表１に定める額とする。

３　この法人の全理事の報酬総額は、年間〇〇万円以内とする。

４　この法人の全監事の報酬総額は、年間〇〇万円以内とする。

５　この法人の常勤役員の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表２に定める額とする。

６　非常勤役員に対する報酬は、別表３に定める額とする。

７　計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(支給の方法)

第６条　常勤役員の報酬等は、毎月〇日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議開催の都度支払う。

（支給の形態）

第７条　報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附　則

この規程は平成29年○月○日(定時評議員会の決議日)から施行する。

別表１（評議員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 評議員会への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ○○円 |

別表２（常勤役員の報酬等）

（１）月額報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 月　額 |
| 理事長 | ○○円 |
| 業務執行理事 | ○○円 |

（２）賞与

|  |  |
| --- | --- |
| ○月の賞与 | 報酬月額×○か月分 |
| △月の賞与 | 報酬月額×○か月分 |

（３）退職慰労金

|  |
| --- |
| 最終報酬月額×在任年数×○%（係数） |

* 上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

別表３（非常勤役員の報酬）

（１）理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 理事会等会議への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ○○円 |

（２）監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 監事監査等への出席 | ○○円 |
| 理事会、評議員会等会議への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | ○○円 |